

第 56 1 回広島地方最低賃金審議会
議事録

令和 7 年 7 月 15 日（火）

広 島 労 働 局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年7月15日(火) 15時26分～16時6分

2 場 所 広島合同庁舎1号館5階1号会議室

3 出席者 (公益代表委員)

岡田 行正

酒井 朋子

中原 良子

三井 正信

村上 恵子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏

角 直樹

橋本 聡

林 秀彦

藤村 直樹

(使用者代表委員)

池久保典也

蔵田 秀和

木村 康弘

長谷川信男

光村 賜純

(広島労働局) 局長

小沼 宏治

労働基準部長

木下 麻子

賃金室長

檀上 昌浩

室長補佐

東 恵

賃金指導官

栗林 隆幸

労働基準監督官

吉川 みどり

4 議 事

(1) 第1回広島地方最低賃金審議会運営小委員会座長報告

(2) 広島県最低賃金改正決定に係る諮問について

(3) その他

議事

東補佐

それでは定刻よりも少し早いのですが、ただいまより第 561 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 5 名、計 15 名の委員に御出席いただき、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る 7 月 1 日から 7 日までの間、本審議会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者が 10 名おられ、本日は 10 名の方が傍聴されていますことを併せて御報告いたします。

なお、傍聴される方は、事前に説明しております遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、広島労働局長の小沼より御挨拶を申し上げます。

小沼労働局長

広島労働局長の小沼です。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方には、御多忙の中、広島地方最低賃金審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から労働行政の推進に御理解と多大な御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の最低賃金審議の動きでございますが、7 月 11 日に、厚生労働大臣の方から中央最低賃金審議会に対しまして、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議を求める諮問がなされております。

この中央での諮問に際しましては、6 月 13 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」この 2 つに配意した調査審議を求めています。

この中で最低賃金の審議の進め方について、何点か言われておりますので、既に御存じのものもある訳でございますけど、3 点ほど簡単に御説明させていただきたいと思えます。

まず、1 点目でございますが、価格転嫁と生産性向上支援によりまして中小企業・小規模事業者の賃上げを後押ししつつ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向けて、官民で最大限の取組を 5 年間で集中的に実施するということが書いてございます。御承知のことと思えます。

それから 2 点目でございますけど、こちらの方は地方最低賃金審議会における議論の進め方でございます。EU 指令など、諸外国の状況を踏まえながら、我が国の制度・雇用慣行の違う点にも配慮しつつ、法定 3 要素のデータに基づいて審議を進めるということが書いてございます。

3点目は、最低賃金審議会に関係してくる事項でございますが、進め方ということで政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境を整え法定3要素のデータに基づき実態を踏まえた審議決定を進めるということになっております。

そのほかにも各都道府県の地方最低賃金審議会におきまして、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合、こういう場合には生産性向上に取組む最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しするというようなことが書かれています。

それから、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる。簡単に言いますと、地域間格差を無くしていく、縮めていくということでございますが、そういったことも盛り込まれているところでございます。

続きまして、今年度の広島県最低賃金審議会の進め方でございます。中央最低賃金審議会からの目安額の答申が現時点ではなされておりましたが、そういったものがなされた後に、県内の雇用、経済状況等の実情を踏まえまして、ただいま説明いたしました点も踏まえて、次回以降でございますが、広島県最低賃金額の審議を具体的に行っていただくことにしております。

よろしくお願い申し上げます。

本日の審議事項でございますが、次第の方にもございますように、5月28日に開催されました広島地方最低賃金審議会運営小委員会、こちらの方の審議結果の報告と広島県最低賃金改正決定の諮問、この2つとされております。前者は運営小委員会の結果の報告でございますが、こちらの方は特定最低賃金の必要性審議の進め方について御報告させていただくことになっております。

最後になりますけど、委員の皆様には物価の高騰、原材料価格の高騰、人手不足さらには米国の関税措置、そういったものがございまして、先行きの見通しも複雑にする要素が多い状況でございまして、そういった中で御審議をお願いするという事となっております。

本当に苦労をおかけすることが多々あるかと思っておりますけれど、充実した審議が行われますよう皆様の御協力をお願い申し上げまして、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

東補佐

報道機関の方は、ここで一旦撮影及び録音を御遠慮願います。

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いします。

資料No.1からNo.7-5まで、中央下の通し番号の1ページから140ページまででございます。

また、机上配付資料といたしまして、令和6年度最低賃金審議経過一覧、新しい

資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版、経済財政運営と改革の基本方針 2025 及び広島地方最低賃金審議運営小委員会の座長報告であります「令和 7 年度の広島県特定最低賃金に係る審議の進め方等について」の写しをお配りしています。

以上、そろっておりますでしょうか。

それでは、これより議事に入りますので、岡田会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

岡田会長

それではこれより議事を始めます。

議事の 1 でございますが、第 1 回広島地方最低賃金審議会運営小委員会座長報告について説明してください。

檀上賃金室長

それでは、5 月 28 日に開催されました第 1 回広島地方最低賃金審議会運営小委員会の開催趣旨について、私から説明いたします。

お手元にお配りしております座長報告書「令和 7 年度の広島県特定最低賃金に係る審議の進め方等について」の写しを御覧ください。

昨年度の特定最低賃金の必要性、金額改正の審議状況を踏まえ、今年度の審議をより一層円滑に進めるため、「特定最低賃金の審議の進め方」に係る運営小委員会を開催しました。

具体的な検討内容は、まず、「必要性」についてです。第一に特定最低賃金の必要性審議を本審委員、専門部会委員のどちらとするか、第二に審議を本審、小委員会、専門部会のどれとするか、第三に諮問、審議、答申をどのタイミングでするかについて検討しました。次に、審議における「労使のイニシアティブを発揮するための方策」について検討しました。

続きまして、審議概要及び座長報告の趣旨について、酒井座長から説明していただきます。

酒井委員

それでは、審議概要及び座長報告の趣旨について説明させていただきます。

お手元に座長報告があると思います。御覧いただきながら、お聞きいただきたいと思います。まず、特定最低賃金の必要性についてです。

これまで、広島では、地域別最低賃金の改正決定を答申する本審で、諮問を受け、本審委員が審議し、答申してきました。

運営小委員会では、専門部会で専門部会委員が審議を行った場合、「業界の状況を踏まえた審議が可能」という意見があった一方で、「委員の恣意的判断で左右さ

れる業種が出たりしないか。」という意見もありました。

最終的な検討結果はお手元の座長報告のとおりでございますが、座長報告の趣旨としましては、「今回の必要性審議の進め方は、令和7年度の進め方であること」、ただし書きの趣旨は、「必要性の結論が出る前に、各側委員が慎重な検討を要すると判断した場合に、諮問と答申の間に検討、審議する期間を設ける余地を残した」ということです。

次に、金額審議についてですが、これまで広島局では労使二者協議が積極的には行われていなかった状況を踏まえ、労使二者協議も選択肢に加えて審議を進めることとなりました。積極的に労使二者協議を行っていただきたいと思っております。わたくしからは以上です。

岡田会長

ありがとうございました。

運営小委員会の座長報告いただきましたが、御質問はございますか。

(質疑なし)

それでは続きまして、議事の2にまいります。広島県最低賃金の改正決定にかかる諮問についてです。

諮問の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可します。

では、事務局から説明をお願いします。

檀上賃金室長

最低賃金法では、地域別最低賃金の改正については、「都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならない。」と規定されております。本日諮問文を用意しておりますので、労働局長の小沼から岡田会長に手交させていただきます。

小沼労働局長

広労発基 0715 第1号 令和7年7月15日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正殿

広島労働局長 小沼宏治

広島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく広島県最低賃金、（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025同日（閣議決定）に配意した、貴会

の調査審議をお願いする。

檀上賃金室長

諮問文の写しを委員の皆様及び傍聴者の皆様に配付させていただきます。

岡田会長

ただいま、広島県最低賃金の改正決定について、小沼局長から諮問を受けました。次に、諮問理由について、事務局から御説明をお願いします。

檀上賃金室長

はい、令和7年度における広島県最低賃金改正決定に係る諮問理由等について御説明申し上げます。最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」と規定されており、同条第3項においては、「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とされています。

このようなことから、資料は、「2 生計費・消費者物価指数関係」、「3 賃金関係」、「4 通常の事業の賃金支払能力関係」、「5 地域・雇用情勢関係」、「6 賃金引上げ関係」といったように、項目ごとにそれに関連すると思われる資料を集めて掲載しております。

まず、「生計費・消費者物価指数関係」の資料の説明に入ります。

2ページの「標準生計費」を御覧ください。

単身労働者の毎年4月の標準生計費の推移を掲載しております。

広島市の標準生計費は、令和2年から令和4年まで全国を下回っていましたが、令和5年以降は全国を上回っております。

3ページの「消費者物価指数（総合）」を御覧ください。

消費者物価指数令和6年は、広島市で前年から2.6%増加、福山市で2.4%増加しています。令和7年に入ってから、4月は、広島市は対前年同月比4.3%増、福山市は対前年同月比3.8%増となっております。

なお、最近の米価、ガソリン価格の高騰などの状況を鑑み、今年度は10大費目指数という資料を追加しております。資料No.2-3、4ページを御覧ください。広島市の10大費目指数を御覧ください。令和7年5月の食料、エネルギーはいずれも物価指数126を超えており、総合112.1と比較すると高いことが確認できます。

次に、「賃金関係の資料」の説明に入ります。

資料No.3-1、7ページを御覧ください。春季賃金引上げ妥結状況を掲載しております。連合全体の引上げ額16,356円、引上げ率5.25%は、昨年の15,236円、5.08%

を上回っています。連合広島においては、昨年より低いものの、全体計で引上げ額 17,092 円、引上げ率 5.48%と連合全体より高い水準の引上げとなっています。経団連においては、大手企業の引上げ額、引上げ率は昨年を下回ったものの、中小企業の引上げ額 11,826 円、引上げ率 4.35%は、昨年の 10,420 円、3.92%を上回っています。

それでは、賃上げの状況を踏まえまして、労働者の賃金についてみていきたいと思えます。

労働者の毎月の給与を調査している「毎月勤労統計調査」の資料であります資料 No.3-2 の 10 ページを御覧ください。

事業所規模 5 人以上における定期給与額ですが、広島県の調査産業計では、令和 6 年は令和 5 年から 2.3%上昇しています。

資料 No.3-3 の 14 ページを御覧ください。事業所規模 30 人以上の定期給与額は、調査産業計では、令和 6 年は令和 5 年からマイナス 0.5%となっています。

続きまして、新規学卒者の初任給についてです。資料 No.3-4-1、16 ページを御覧ください。高校の女性を見ていただきますと、令和 5 年の 179,300 円から令和 6 年は 214,400 円と、金額にして 35,100 円、引上げ率は 19.6%となっております。高校の男性は、令和 5 年は令和 4 年に比べ 19,700 円、11%の引上げとなっていたのですが、令和 6 年はマイナス 4,900 円、マイナス 2.5%となっています。

新規学卒者の初任給については、もう一つ資料があります。資料 No.3-4-2、17 ページを御覧ください。新規学卒者の初任給を産業別、職業別、規模別に見ています。短大・大学卒の初任給が企業規模が大きくなるにつれて増えているのに対し、高校卒の初任給は、企業規模 4 人以下が企業規模 1000 人以上に次いだ金額となっております。

次に、中途採用者の賃金についてです。資料 No.3-5、18 ページを御覧ください。ここでも企業規模 4 人以下の事業所が、34 歳以下の労働者に対して 5 人から 99 人規模の事業所より高い賃金を支給していることが確認できます。

資料 No.3-7、41 ページを御覧ください。過去 5 年間の賃金構造基本統計調査における給与額及び賞与額についての資料です。企業規模 10 人以上の産業計では、令和 5 年から令和 6 年において、残業代等を除いた所定内給与額は 5.0%上昇しており、年間賞与は 1.8%上昇しています。

次に、「通常の事業の支払能力関係」の資料の説明に入ります。

資料 No.4-1、42 ページ「広島県経済の動向」を御覧ください。

45 ページに広島県経済の動向の概要として、「令和 7 年 1 月から 3 月期は、緩やかな回復基調にある」と判断されています。

県内の経済の先行きとしては「緩やかな回復が続くことが期待されるが、海外経済の動向や物価動向などが県内の経済金融情勢および回復のペースに与える影響を注視していく必要がある。」とされています。

次に、46 ページ、47 ページを御覧ください。

令和 7 年 2 月の県内主要製造業の生産動向が記載されています。これによりますと、鉄鋼は前年同月比で 13.0%減少、自動車は前年同月比で 8.4%減少、造船は前年同月比で 13.4%増加、一般機械は前年同月比で 10.6%減少、電気機械は前年同月比で 9.0%増加となっています。

次に、48 ページを御覧ください。令和 7 年 2 月の中小企業の動向についてです。概況として、「原材料費等の様々なコストに対する価格転嫁が進まず収益性が悪化するなど、景況感は厳しい状況が続いている。加えて、深刻な人材不足、経営者不在による廃業の危機、金利上昇の影響等の不安要素も多く、先行きに対する不透明感も強い。」とされています。

次に、50 ページを御覧ください。令和 7 年 2 月の企業倒産状況についてです。今後の見通しについて、下から 10 行目を読みますと「ここ数ヶ月、広島県の倒産件数はやや減少傾向にある。広島県内の企業はサービス業他の構成比が高く、コロナ禍では同産業の倒産が増えていたが、直近では建設業の倒産が増えており、このことからサービス業他に該当する企業の破産がひと段落したように窺える。倒産件数は減少傾向ながら銀行取引停止の増加が目立ち、企業のキャッシュ不足が懸念される。円安基調に加え、物価上昇に歯止めがかからず、人手不足や最低賃金の引上げなどで人件費も上昇する上、金利上昇が発生するなど企業への負担は止まることを知らない。そのため、価格転嫁が困難な企業、収益にボトルネックを持つ企業は厳しさが増す可能性が高い。

少子高齢化や商品の供給不足などの背景から資源が足りておらず、今後はより経営効率化が求められる。人材採用に加え仕入れに関するサプライチェーン、生産性向上に向けたハード、ソフトの設備投資など企業が対応すべき課題は多く内包されている。」とされています。

最後に、71 ページを御覧ください。

最近の経済における懸念事項として、アメリカの他国に対する関税率引き上げの問題があります。このことから、広島県の輸出・輸入について資料を作成しました。

資料No.4-5-1、71 ページを御覧ください。

ここでは、過去 10 年間の広島県における輸出・輸入総額の推移を掲載しています。令和 6 年は令和 5 年より、輸出・輸入ともに減少していることが確認されます。

続きまして、72 ページを御覧ください。令和 7 年 5 月の輸出品の状況です。「8. 輸送用機器」のうちの「自動車」を御覧ください。増減寄与度マイナス 8.6%と、最もマイナス面での影響が大きい輸出品目となっています。

資料No.4-5-4、74 ページを御覧ください。主要地域、国別輸出入額の状況です。アメリカ合衆国への輸出が最もマイナス面での影響が大きく、増減寄与度マイナス 4.7 となっています。

次に、「地域・雇用情勢関係」資料の説明に入ります。

資料No.5-1、75 ページからの「管内の雇用情勢（令和7年5月）」を御覧ください。

77 ページの①のグラフでは、広島県の有効求人倍率は、1.45 倍と前月の 1.48 倍を下回ったものの、全国平均 1.24 倍を上回る水準を維持しております。

78 ページの③のグラフでは、広島県の新規求人は、2.47 倍とこちらも前月の 2.78 倍を下回ったものの、全国平均 2.14 倍を上回る水準を維持しております。

次は、資料No.5-2、89 ページを御覧ください。

「職業別有効求人・求職及び賃金の状況」という資料です。

企業が求人を行う際、求人票に提示する賃金総額の上限の平均、下限の平均と求職者が希望する賃金額の平均値が掲載されています。

89 ページは常用労働者の月給相当額です。90 ページは常用パートの時給相当額です。

次は、資料No.5-3、91 ページを御覧ください。

「就職内定状況の推移、大学生等・高校生、3月末現在です。

広島県の大学生等の就職内定状況は、95%を超える内定率を維持しており、令和7年は96.3%となっています。

高校生の就職内定状況は、大学生等と同様に95%を超える内定率を維持し、内定率は前年を下回ったものの、96.5%という高い水準を維持しています。また、令和7年3月末の高校生の有効求人倍率は5倍を超えており、企業の高卒求人の需要が高いことが伺えます。

最後に、資料No.5-4、92 ページを御覧ください。

「全国、広島県労働力人口・転出超過の推移」です。

広島県の労働力人口に大きな変化はありません。

転出超過につきましては、広島県の抱える大きな問題となっています。

令和2年以降毎年増加していた転出超過数は、令和6年は減少に転じています。

以上、資料から読み取れますように、本年度も各種の経済、賃金指標に変化が認められますため、広島県最低賃金改定について調査審議をいただく必要があると考え、最低賃金法第12条に基づき今回諮問させていただくこととした次第です。

また、7月11日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、最低賃金目安諮問がなされておりますので、今後の目安結果も踏まえて御審議いただきますようお願いいたします。

中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げ支援策としては、資料No.6-1から6-3まで資料を掲載しておりますが、このうち、いくつかの支援策については、次回の審議会では中国経済産業局、広島労働局雇用環境・均等室から担当者を招いて、概要説明をさせていただく予定としております。

以上、諮問理由等について御説明させていただきました。

なお、今年度これまで、広島労働局長宛てに、3つの組織から最低賃金改正等に

係る要請及び声明がなされておりますことを御報告いたします。

その要請文及び声明文の写しを、資料No.7-1から7-5まで掲載しております。
事務局からは以上です。

岡田会長

はい、ただいまの諮問理由の説明について、何か御質問はございますか。

(質疑なし)

岡田会長

では次に、専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

檀上賃金室長

先ほど局長の小沼から、本年度の広島県最低賃金改正決定について、諮問させていただきました。

最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定していますので、広島県最低賃金専門部会の設置が必要となります。

また、同条第3項では、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する。」となっており、委員の任命に当たっては、最低賃金審議会令第3条1項の規定により、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないこととなっておりますので、労使委員の推薦公示をさせていただきます。

推薦の期限については、2週間の公示期間としますので、7月28日までとする予定です。

なお、公益代表委員候補につきましては、推薦公示の必要はありませんので、公益代表委員会会議で、岡田委員、酒井委員、村上委員の3名が選出されておりますことを御報告させていただきます。

岡田会長

次に、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

檀上賃金室長

最低賃金法第25条第5項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされて

おり、その聴取方法については、「一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによる。」こととされていますので、事務局で、本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間については、7月28日までを予定しております。

岡田会長

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示並びに諮問に係る意見聴取の公示の件について、何か御質問等がございますか。

(質疑なし)

岡田会長

それでは次に議事の3、その他に移ります。
事務局より説明をお願いします。

檀上賃金室長

今後の審議日程についてですが、次回第562回審議会開催を7月30日(水曜日)午後1時30分からの予定とさせていただきます。

開催の御案内は後日御送りいたしますが、会場は3号館1階15号会議室を予定しております。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

次回、第562回審議会は、7月30日水曜日午後1時30分から開会予定ということです。

事前に調整済みということですので、各委員は御確認願います。

では、事務局は準備をお願いします。

檀上賃金室長

かしこまりました。

岡田会長

そのほか、全体を通して、何か御質問等ございますか。

(質疑なし)

岡田会長

それでは、次回の第 562 回審議会は、広島地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づき公開といたします。

事務局は、準備をお願いします。

檀上賃金室長

かしこまりました。

岡田会長

それでは、これをもちまして、第 561 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。